

オホーツク・釧路・根室広域観光推進事業委託業務 企画提案指示書

1 委託する業務名

オホーツク・釧路・根室広域観光推進事業委託業務

2 事業目的

北海道オホーツク総合振興局、北海道釧路総合振興局及び北海道根室振興局（以下「3振興局」という。）管内における観光振興に関する課題である地域・季節偏在の緩和や、観光客の広域周遊・長期滞在の促進を図るため、専門的な知見を有する専門家の意見を取り入れた中長期的な視点となる広域観光圏構想（以下「構想」という。）を策定する。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年(2027年)3月31日(水)まで

4 委託業務の内容

(1) 広域圏観光構想の策定

地域の関係者が共通認識のもと、広域かつ中長期的な観光事業を一体的に展開するため、目標や活動内容、ロードマップ等を示した構想を策定する。

◎構想の構成について

次の内容は現段階での構想のイメージであり、具体的には委託業務において設置する専門部会での議論を踏まえ、3振興局と協議の上、決定する。なお下記アからキまでを一つの媒体に網羅し、下記クは別冊とする。

ア タイトル及びロゴマーク

3振興局管内の観光の状況を踏まえ、今後の観光振興のイメージとして相応しい広域観光圏構想のタイトルとなるキャッチコピーを設定するとともに、構想を象徴するロゴマークを作成する。

イ はじめに

国内外における観光の歴史や情勢等に触れながら、3振興局管内における観光振興の推進にあたり広域観光圏構想の策定の必要性を記載する。

ウ 現状と課題

3振興局管内の観光に関する経過を踏まえた現状と今後の観光振興の推進に向けた課題を記載する。

エ 目指す姿

令和12年度末の3振興局管内の状況を見据えた中期的な視点とその後の未来を見据えた長期的な視点による、3振興局管内の観光の目指すべき姿をイメージ図（地図）とともに整理・記載する。

※目指す姿の主な項目（例示）

- ・地域の観光資源を活かしたモデルルートの開発・商品化

※活用する観光資源の例：流水、湿原、食、花、野鳥 等

- ・ 3 振興局管内の各空港（釧路・中標津・女満別・紋別）の相互利用や、各空港を基点とした周遊ルートの開発・商品化
- ・ JR 釧網線、花咲線、石北線の主要駅を基点とした周遊ルートの構築
- ・ 観光地間の交通不便を解消する交通ネットワークの整備
- ・ アドベンチャートラベル（A T）ガイド育成プログラムの策定及び実践
- ・ 野付風連自然公園の国定公園化を契機とする観光資源の磨き上げ
- ・ DMO・DMC等広域圏内における観光振興機関の体制強化

オ 目標（K P I）

達成を目指す観光関連の数値目標を設定する。

※例示（3 振興局管内の合計値）

観光入込客数、宿泊客延べ数、訪日外国人観光客宿泊延べ数、空港乗降客数、鉄道乗降客数、観光バス利用者数、レンタカー利用客数（使用台数）

※具体的には、委託業務内において3 振興局と協議の上、決定する。

カ 必要な活動内容

構想の実現に向けて、今後、観光関係機関等が取り組むべき活動内容を具体的に記載する。

※活動内容の方向性（主な例示）を示すので、参考とすること

○空港の活用促進

- ・ チャーター便、新規定期路線の誘致
- ・ 海外富裕層向け旅行商品の造成
- ・ 釧路・中標津・女満別・紋別空港の相互利用や、各空港を基点とした周遊ルートの開発・商品化

○2 次交通の充実

- ・ 観光地間の交通不便を解消する交通ネットワークの整備
- ・ エクスプレスバスの充実強化
- ・ レンタカー利活用の促進
- ・ オンデマンド交通やライドシェアの導入
- ・ 海外富裕層向け旅行商品の造成（再掲）

○自然公園の利用促進

- ・ 野付風連自然公園の国定公園化（令和12年度）を契機とする観光専門家等の監修による観光資源の磨き上げ
- ・ 各自然公園の特色や魅力を活かした周遊ルートの提案
- ・ 海外富裕層向け旅行商品の造成（再掲）

○JR線の利用促進

- ・ 主要駅を基点とした周遊ルートの構築
- ・ 沿線や車内での誘客イベントの開催

○ガイド等観光人材の確保・育成

- ・ A Tガイド育成プログラムの策定及び実践
- ・ 広域観光をテーマとした講習会の開催

- ・ガイド情報の広域プラットフォームの構築
- 構想の実現に必要な推進機関の整備・強化
 - ・DMO・DMC等広域圏内における観光振興機関の体制強化
 - ・各観光振興機関の連携体制の構築と役割分担の明確化

キ 推進体制

構想の実現に向けた活動を推進するためのあるべき体制（組織）を記載する。

ク ロードマップ

構想の実現に向けた各活動に係る年次毎の取組を示すスケジュールを整理・記載する。なお、記載に当たっては、関係機関別の役割分担と取組内容を具体的に整理する。

(2) 専門部会の設置運営

上記(1)で示す広域圏観光構想の策定にあたり、専門的な知見を有する専門家の意見を取り入れる場とする部会を設置し、必要な議論を行う。

ア 開催回数、時期及び開催内容

3回以上開催することとし、基本的に次の時期と内容とする。

- 1回目：令和8年6月頃、現状と課題の整理及び構想のたたき台に関する議論
- 2回目：令和8年10月頃、専門家による観光資源調査を踏まえた構想の中間議論
- 3回目：令和9年2月頃、専門家による観光資源調査を踏まえた構想の最終議論

イ 開催場所

3振興局管内のホテル内会議室等（3振興局管内でそれぞれ1回以上開催すること）

ウ 専門家の所属や専門分野

基本的に次の所属を例とし、3振興局管内広域観光圏構想の議論に関して、道東観光振興に関し深い地域・経験を有し、かつ専門的な知見を求めるに相応しい者とする。

【専門家の例】市町村観光担当部課長（オホーツク・釧路・根室各圏域からそれぞれ選定）、広域観光関係団体幹部、大学教授、専門家（ガイド・コーディネーター・体験事業者等の役割を有する）、旅行代理店商品造成担当者、宿泊事業者、金融機関、交通事業者等

エ 専門家の人数

10名程度

オ 部会における議論の内容（例示）

- (ア) 3振興局管内の観光振興に関する現状と課題
- (イ) 広域観光圏構想の構成や項目、掲載内容
- (ウ) 専門家による観光資源調査の実施結果の確認の及び広域観光圏構想への反映
- (エ) その他、3振興局管内における広域観光の推進について必要なこと

(3) 専門家による観光資源調査及び地域での意見交換会の開催

上記(2)の専門部会における議論の参考情報とするため、3振興局管内の各観光資源の状況を確認するための、専門家による現地調査を実施するとともに、地域での意見交換会を開催する。

ア 現地調査

(ア) 実施回数と時期

2回以上実施することとし、上記(2)の専門部会の開催間において実施する。

1回目：令和8年7月から9月頃

2回目：令和8年11月から令和9年1月頃

(イ) 実施場所・箇所数

3振興局管内の各観光資源とし、1回あたり15カ所以上（目安：1振興局あたり5カ所以上）調査すること。

(ウ) 調査場所（例示）

(a) 広域観光圏構想において設定する広域周遊ルートの起終点となりうる空港や駅や同ルートの主要テーマとなる観光資源等（例：流氷、花観光、湖沼、温泉、体験観光、野鳥観察等）

(b) 広域観光圏構想において設定する広域周遊ルートに関して公共交通機関による乗り入れができない（2次交通が充実していない）観光資源等

(c) 広域観光圏構想の目指す姿において達成を目指す観光資源等（例：野付風連自然公園、道立自然公園等）

(d) その他、広域観光圏構想の策定に向けて、現状を確認すべき主要な観光資源等

(エ) 帯同する専門家

上記(2)で招へいする専門家に加え、観光資源調査において有益な助言を受けられる新たな専門家を招へいする。なお、専門家の所属や専門分野は上記(2)ウを参考（市町村観光担当課長を除く）とすること。

(オ) 専門家の人数

10名程度

(カ) 調査内容（例示）

(a) 各テーマに沿った広域周遊ルートの開発に向けた課題や改善点の確認

(b) 2次交通の充実に向けた課題や改善点の確認

(c) その他、広域観光圏構想の策定に向けて必要な情報の収集

イ 地域での意見交換会の開催（現地調査の検証・フォローアップ）

(ア) 参集者：現地調査を行う専門家と地域の観光関係者（市町村観光担当者、DMOや観光協会、宿泊・交通・ガイド等観光関係事業者等）との意見交換会

(イ) 実施時期：各現地調査実施時

(ウ) 内容：各現地調査のフォローアップとして、地域の観光関係者から観光資源の活用に向けての現状・課題等を情報収集し、専門家の現地視察を踏まえて協議

(4) 広域観光圏構想に係る情報共有を行うための会議の開催

ア 開催時期

専門部会による議論により構想案の決定後（概ね令和9年3月中）

イ 開催場所

3振興局管内のホテル内会議室等

ウ 参集者

3 振興局管内の自治体、観光まちづくり会社（DMO）、交通事業者、宿泊団体、観光連盟・協会、国の機関等（職位は部課長レベル）

エ 開催内容

（ア）専門部会での議論の経過説明

（イ）広域観光圏構想の説明

（ウ）意見交換

（5）成果品の納品

本業務の実施結果について、次の成果物を提出すること。

ア 事業実施報告書

（ア）紙媒体（A4サイズ、カラー） 3部

（イ）電子媒体（CD-RまたはDVD-R） 1枚

※電子媒体に収録するデータは、編集が可能なソフトウェア（Microsoft Word、Excel、PowerPoint）を使用し作成すること。

イ 広域観光圏構想

（ア）紙媒体（A4サイズ、カラー） 3部

（イ）電子媒体（CD-RまたはDVD-R） 1枚

※電子媒体に収録するデータは、編集が可能なソフトウェア（Microsoft Word、Excel、PowerPoint）を使用し作成すること。

5 プロポーザル参加資格

（1）複数の企業等（法人及び個人を含む）による連合体（以下「コンソーシアム」という）又は、単体企業等であること。

（2）コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 道内に本社又は事業所等を有する法人若しくは道内に住所を有する個人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託業務を的確に遂行する能力を有する者であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

（ア）道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ）

（イ）本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く）

（ウ）消費税及び地方消費税

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。（当該届出の義務がない場合は除く。）

- (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ケ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

(3) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

ア コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。

イ 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

6 道施策との適合性に関する事項

(1) 北海道働き方改革推進企業認定制度及び障がい者雇用

道が実施している「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、該当の認定書（写し）や認証書（写し）を提出すること。なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る認定書（写し）や認証書（写し）を提出すること。

(2) パートナーシップ構築宣言

国が実施している「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合は、該当の宣言書（写し）を提出すること。なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る宣言書（写し）を提出すること。

7 予算上限額

委託料 9,987千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※なお、本業務は令和8年北海道議会第一回定例会の議決前であるため、議決結果によっては委託業務の内容及び積算上限額について、変更する場合又は事業が中止になる場合があり、その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容の変更又は契約を行わないことがあることに留意すること。

8 応募手続等について

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び企画提案書を提出すること。

(1) 参加表明書の提出

ア 提出書類

(ア) 参加表明書

(イ) 申出書

(ウ) 誓約書

(エ) 道内に営業拠点を有していることがわかる資料（登記事項証明書等（写し可））

(オ) 税を滞納している者でないことがわかる証明書

（道税の納税証明書（写し可）、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可））

(カ) コンソーシアムにあっては、協定書の写し

(キ) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類

（届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書（別記第20号様式））

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

以下、該当する場合

- （ク）「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定書（写し可）
- （ケ）「障がい者就労支援企業認証制度」の認定証（写し可）
- （コ）「パートナーシップ構築宣言」の宣言書（写し可）
- （カ）「ゼロカーボン・チャレンジャー」の宣誓書（写し可）

イ 提出部数

1部

ウ 提出期限

令和8年(2026年)3月6日(金)17時00分(必着)

エ 提出場所

〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号

北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課観光振興係

電話：0154-43-9182（直通）

オ 提出方法

持参又は郵送（必着、郵送は簡易書留に限る）

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

（ア）企画提案書は別添の様式に基づき、A4版タテの規格で作成し、提出すること。

（イ）文章を補完するために、写真やイラスト等を使用しても構わない。

ただし、社名やロゴなど提案者が特定できるような図柄は入れないこと。

イ 提出部数

6部（1部は提案者名を記載したもの、残り5部は提案者名を記載せず、文中にも提案者名を記載しないよう注意すること）

ウ 提出期限

令和8年(2026年)3月17日(火)17時00分(必着)

エ 提出場所

7の(1)エに同じ。

オ 提出方法

7の(1)オに同じ。

9 企画提案の審査基準

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 業務遂行能力

ア これまでの事業実績等から、業務を着実に遂行することが期待できるか。

イ 業務スケジュール含め、全体的な処理能力に問題はないか。

ウ 業務の実施のため十分な人員体制を構築できるか、役割分担が明確にされているか。

- エ 管内の自治体や関係団体との協力・連携関係が確保されているか。
- オ 事務処理にあたって、道との連携に十分に着意した体制となっているか。

(2) 企画提案の内容

- ア 広域観光圏構想の構成や記載内容が、道が求めるイメージに沿ったものとなっているか。
- イ 専門部会の開催時期や回数、議論する内容が、広域観光圏構想を取りまとめるために十分なものとなっているか。
- ウ 専門部会に招へいする専門家の人選は、広域観光圏構想の議論を行うために有効なものとなっているか。
- エ 専門家による観光資源調査の実施時期や回数、調査する内容が、専門部会における議論において有効なものとなっているか。
- オ 専門家による観光資源調査に招へいする専門家（専門部会に招へいする専門家を除く）の人選は、必要な調査を行うために有効なものとなっているか。
- カ 広域観光圏構想に係る情報共有を行うための会議の開催時期や議事内容、参集者が、広域観光圏構想の決定に向けて十分な議論を行えるものになっているか。

(3) 道施策との適合性

- ア 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか。
- イ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認定制度」（保健福祉部障がい者保健福祉課実施）の一定以上の認証ポイントを取得しているか。
- ウ 国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか

10 企画提案書に関するヒアリング

- (1) 提出された企画提案書についてヒアリングを行い、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。
- (2) 企画提案書を提出した者が5者を超えた場合は、書類選考の上、ヒアリング対象者を5者以内とする。
- (3) ヒアリングの実施日時、場所及び企画提案の採否（ヒアリング結果）については、別途、文書により通知する。
- (4) 参加表明者が期日までに企画提案書を提出しない場合は又は企画提案書のヒアリングに出席しない場合には、企画提案の意思がないものとみなす。

11 契約手続き

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

12 契約についての留意点等

(1) 契約書・仕様書等の作成

選定された事業の内容・規模等については、選定された企業・団体等と担当課等の間で事前に協議し、契約書等を作成する。ただし、場合によっては、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を

行うことがある。その後、見積もりを徴する随意契約を行い、道が設定する予定価格の範囲内で契約を締結する。

(2) 委託事業により生じた特許権等の知的財産権

原則として委託元である道に帰属する。

(3) 守秘義務

ア 受託者及びその職員は、本業務において知り得た情報について他に漏らさない義務を負う。

イ 受託事業者が道内他自治体の行う同種事業を合わせて受託した場合、本事業で取扱う個人情報については、個人情報保護法第69条第2項第1号の規定により、あらかじめ申請者の許可を得た内容に限り、道内他自治体が行う同種事業の事務処理に活用できるものとする。

なお、詳細については道と協議の上、決定する。

13 再委託の禁止

(1) 再委託は原則として禁止する。ただし、一定の要件を満たす場合は、例外的にその一部を再委託することができる。

(2) 次のような場合は、再委託を認めないものとする。

ア 委託業務をそのまま全部再委託する場合

イ 委託業務の主要な部分を再委託する場合

(3) 委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであって、次の要件を満たす場合は、再委託を承諾することができる。この場合においては、受託者はあらかじめ再委託させようとする第三者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由及び必要性等を記載した書面を提出すること。なお、変更がある場合には、遅滞なく、変更の届出を提出すること。

ア 再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来さないとき。

イ 再委託することに合理的な理由があるとき。

ウ 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾が生じるものでないとき。

(4) 再委託を予定している場合は、企画提案書に予定している再委託の内容（業務内容、必要性、契約金額予定、再委託先への管理・指導体制、再委託先の履行実績、組織体制等）を記載すること。

14 その他

(1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する経費は、参加事業者の負担とする。

(2) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。

なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに7の(1)エに連絡すること。